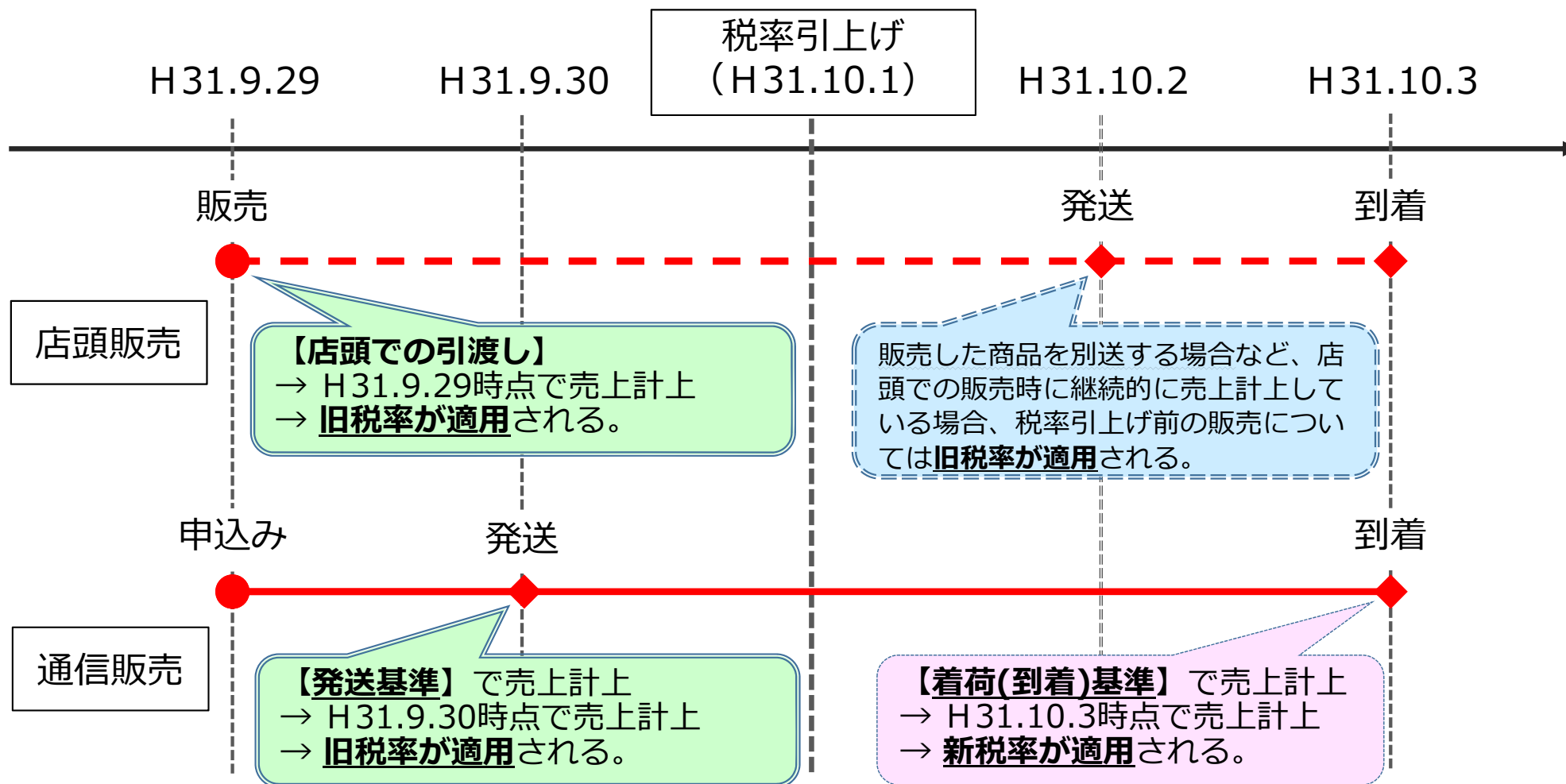


税率引上げをまたぐ取引の適用税率

- 税率引上げ時をまたぐ取引については、**売上計上方法により、その適用税率が異なる例**がある。

【経過措置の適用はない取引（棚卸資産の譲渡）】



※ 棚卸資産の譲渡を行った日は、その**引渡しのあった日**とする。（消基通9-1-1）

※ 棚卸資産の引渡しの日がいつであるかについては、例えば、出荷した日、相手方が検収した日、相手方において使用収益ができることとなった日、検針等により販売数量を確認した日など、当該棚卸資産の種類及び性質、その販売に係る契約の内容等に応じてその**引渡しの日として合理的であると認められる日のうち、事業者が継続して棚卸資産の譲渡を行ったこととしている日**によるものとする。（消基通9-1-2）

（財務省資料）